

大阪第一検総第 55 号

令和元年 7 月 1 日

健全な法治国家のために声をあげる市民の会

代表 八 木 啓 代 様

大阪第一検察審査会事務局長 泉 水

誠



検察審査会行政文書開示通知書

平成 31 年 4 月 3 日付けで申出のありました検察審査会行政文書の開示について、
下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する検察審査会行政文書の名称
別紙記載 1 のとおり（片面で 8 枚）
- 2 開示しないこととした部分とその理由
別紙記載 2 のとおり
- 3 開示の実施方法等
写しの送付



(別紙)

1 開示する検察審査会行政文書の名称

- (1) 大阪第一検察審査会平成30年第1群検察審査員及び補充員名簿（平成29年12月25日付け）（片面で1枚）
- (2) 大阪第一検察審査会平成30年第2群検察審査員及び補充員名簿（平成30年3月26日付け）（片面で1枚）
- (3) 大阪第一検察審査会平成30年第3群検察審査員及び補充員名簿（平成30年6月25日付け及び同年11月12日付け）（片面で2枚）
- (4) 大阪第一検察審査会平成30年第4群検察審査員及び補充員名簿（平成30年9月25日付け及び同年11月12日付け）（片面で2枚）
- (5) 大阪第一検察審査会平成31年第1群検察審査員及び補充員名簿（平成30年12月25日付け）（片面で1枚）
- (6) 大阪第一検察審査会平成31年第2群検察審査員及び補充員名簿（平成31年3月25日付け）（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(1)から(6)記載の各文書には、個人識別情報（検察審査員及び補充員の氏名、住所及び生年月日）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

大阪第一検察審査会平成30年第1群検察審査員及び補充員名簿

平成29年12月25日選定

平成29年12月25日

大阪第一検察審査会事務局長 水田正士

番 号	検察審査員 又は 補充員の別	氏 名	住 所	生年月日	備 考
1	検察審査員				
2	検察審査員				
3	検察審査員				
4	検察審査員				
5	検察審査員				
6	補充員				
7	補充員				
8	補充員				
9	補充員				
10	補充員				

大阪第一検察審査会平成30年第2群検察審査員及び補充員名簿

平成30年 3月26日選定

平成30年 3月26日

大阪第一検察審査会事務局長 水田正士

番 号	検察審査員 又は 補充員の別	氏 名	住 所	生年月日	備 考
1	検察審査員				
2	検察審査員				
3	検察審査員				
4	検察審査員				
5	検察審査員				
6	検察審査員				
7	補充員				
8	補充員				
9	補充員				
10	補充員				
11	補充員				
12	補充員				

大阪第一検察審査会平成30年第3群検察審査員及び補充員名簿

平成30年 6月25日選定

平成30年 6月25日

大阪第一検察審査会事務局長 泉水 誠

番 号	検察審査員 又は 補充員の別	氏 名	住 所	生年月日	備 考
1	検察審査員				
2	検察審査員				
3	検察審査員				
4	検察審査員				
5	検察審査員				
6	補充員				
7	補充員				
8	補充員				
9	補充員				
10	補充員				

大阪第一検察審査会平成30年第3群検察審査員及び補充員名簿

平成30年11月12日選定

平成30年11月12日

大阪第一検察審査会事務局長 泉水 誠

番 号	検察審査員 又は 補充員の別	氏 名	住 所	生年月日	備 考
11	補充員				

大阪第一検察審査会平成30年第4群検察審査員及び補充員名簿

平成30年 9月25日選定

平成30年 9月25日

大阪第一検察審査会事務局長 泉水 誠

番 号	検察審査員 又は 補充員の別	氏 名	住 所	生年月日	備 考
1	検察審査員				
2	検察審査員				
3	検察審査員				
4	検察審査員				
5	検察審査員				
6	検察審査員				
7	補充員				
8	補充員				
9	補充員				
10	補充員				
11	補充員				
12	補充員				

大阪第一検察審査会平成30年第4群検察審査員及び補充員名簿

平成30年11月12日選定

平成30年11月12日

大阪第一検察審査会事務局長 泉水 誠

番 号	検察審査員 又は 補充員の別	氏 名	住 所	生年月日	備 考
13	補充員				
14	補充員				

大阪第一検察審査会平成31年第1群検察審査員及び補充員名簿

平成30年12月25日選定

平成30年12月25日

大阪第一検察審査会事務局長 泉水 誠

番 号	検察審査員 又は 補充員の別	氏 名	住 所	生年月日	備 考
1	検察審査員				
2	検察審査員				
3	検察審査員				
4	検察審査員				
5	検察審査員				
6	補充員				
7	補充員				
8	補充員				
9	補充員				
10	補充員				

大阪第一検察審査会平成31年第2群検察審査員及び補充員名簿

平成31年 3月25日選定

平成31年 3月25日

大阪第一検察審査会事務局長 泉水 誠

番 号	検察審査員 又は 補充員の別	氏 名	住 所	生年月日	備 考
1	検察審査員				
2	検察審査員				
3	検察審査員				
4	検察審査員				
5	検察審査員				
6	検察審査員				
7	補充員				
8	補充員				
9	補充員				
10	補充員				
11	補充員				
12	補充員				

大阪第一検総第 56 号

令和元年 7 月 1 日

健全な法治国家のために声をあげる市民の会

代表 八 木 啓 代 様

大阪第一検察審査会事務局長 泉 水

誠



検察審査会行政文書不開示通知書

平成 31 年 4 月 3 日付けで申出のありました検察審査会行政文書の開示について、
下記のとおり、開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした検察審査会行政文書の名称等
別紙記載 1 のとおり
- 2 開示しないこととした理由
別紙記載 2 のとおり

(別紙)

1 開示しないこととした検察審査会行政文書の名称等

- (1) 平成30年6月13日付で受理された平成30年第16号事件および平成30年第17号事件の検察審査員の選任にかかる事務の取り扱い(選任方法, 手順, 検察審査会法第12条の3にいう調査の方法を含む)について記載されたもの
- (2) 平成30年6月13日付で受理された平成30年第16号事件および平成30年第17号事件の検察審査員の選任にかかって, 検察審査会法第13条2にいう立会いを行った, 地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事の氏名について記載されたもの
- (3) 平成30年6月13日付で受理された平成30年第16号事件および平成30年第17号事件の審査補助弁護士の選任にかかる事務の取り扱い(選任方法, 手順, 検察審査会法第12条の3にいう調査の方法を含む)について記載されたもの
- (4) 検察審査員の全体的な選定基準などは最高裁が保有しているかどうか, またそうでないとしたら, 選定基準を保有しているのがどの機関であるかについて記載されたもの
- (5) 大阪第一検察審査会の, 平成30年1月から平成31年3月に選任された検察審査委員の性別のわかるもの
- (6) 大阪地検平成29年度検第15097号~15103号に関して, 不起訴不当と議決した平成30年大阪第一検察審査会審査事件第16号事件および, 大阪地検平成29年度検第8484号~8507号に関して, 不起訴不当と議決した平成30年大阪第一検察審査会審査事件第17号(以下, 「本事件」という。)に係る法第12条の4に規定する質問票の内容がわかる文書及び当該質問票を用いたことがわかるその他一切の文書
- (7) 本事件に係る法第16条第1項に規定する説明の内容及び当該説明を行ったとする一切の記録
- (8) 本事件に係る検察審査員に係る法第16条第2項に規定する宣誓書及び宣誓書の有無がわかるその他一切の文書

- (9) 本事件に係る法第22条に規定する検察審査会議の召集状の写し等及び当該召集状を発したことがわかるその他一切の文書
- (10) 本事件に係る法第25条に規定する検察審査員全員の出席があったことを証明する文書
- (11) 本事件に係る法第28条第2項に規定する会議録及び検察審査委員及び審査補助員による議論の内容のわかるもの
- (12) 本事件に係る法第39条の2第3項に規定される審査補助員が行った、本事件に係る法令及びその解釈に関する説明、事実上及び法律上の問題点の整理、当該問題点に関する証拠の整理、および本事件の審査に関して法的見地から行った助言の内容がわかるその他一切の文書
- (13) 本事件に係る検察審査会議の開催日程、配布あるいは参照用として提供された資料がわかるもの
- (14) 本事件に係る検察審査会法施行令(昭和23年11月29日政令第354号)第15条に規定する選定録及び選定録の有無がわかるその他一切の文書

2 開示しないこととした理由

- (1) 1の(1), (2), (3)記載の各文書の存否を答えることは、不開示情報である検察審査会議の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報(行政機関情報公開法第5条第6号に相当)を開示することとなるので、これらの文書の存否を答えることはできない。
- (2) 1の(4)及び(5)記載の文書は、作成又は取得していない。
- (3) 1の(6), (7), (8), (9), (10), (11), (12), (13)及び(14)記載の各文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報(行政機関情報公開法第5条第1号に相当)を開示することとなるので、これらの文書の存否を答えることはできない。